

奈良県告示第五百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

斑鳩町

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業斑鳩町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 平成四年一月二十七日から平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

変更後の事業地

(一) 収用の部分

なし

(二) 使用の部分

平成四年三月奈良県告示第五百六十六号、平成十年五月奈良県告示第百一十一号、平成十五年四月奈良県告示第四十二号、平成二十二年二月奈良県告示第三百三十四号、平成二十三年三月奈良県告示第四百二十七号及び平成二十六年三月奈良県告示第四百号の事業地のうち斑鳩町阿波一丁目、稲葉車瀬一丁目、稲葉車瀬二丁目、興留九丁目、興留東一丁目、小吉田一丁目、幸前二丁目、神南四丁目、高安西一丁目、龍田北二丁目、龍田北四丁目、龍田北五丁目、龍田南三丁目、龍田南四丁目、龍田南五丁目、龍田南六丁目、龍田西五丁目、龍田西六丁目、龍田西七丁目、龍田西八丁目、服部二丁目、法隆寺二丁目、法隆寺東一丁目、法隆寺西二丁目、法隆寺西三丁目及び法隆寺南二丁目地内において事業地を変更し、斑鳩町龍田北三丁目、東福寺一丁目、法隆寺南三丁目、法隆寺北一丁目、法隆寺北二丁目、目安四丁目、目安北一丁目及び目安北二丁目を加える。